

村山市監査委員公告 第 9 号

監査の結果に基づき講じた措置について

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について公表します。

令和 7 年 3 月 21 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

1. 監査の種類
令和 6 年度 定例監査
2. 措置を講じた対象課等
別紙のとおり
3. 監査の期間
別紙のとおり
4. 監査の結果及び講じた措置内容
別紙のとおり

(別紙)

【政策推進課】

監査の期間：令和6年9月18日から令和6年9月26日まで

監査の結果	措置状況
《注意事項》 文書事務について 紙で提出された「個人情報取扱に関する申請書」に係る文書收受及び申請の承諾に関する事務処理に誤りがあった。	・村山市文書管理規定に則り事務処理を行います。

【財政課】

監査の期間：令和6年9月26日から令和6年10月4日まで

監査の結果	措置状況
《注意事項》 文書事務について 公告文書に記載された「売払いの受付期間」の表示に誤りが認められた。	・令和6年11月1日付で訂正の公告を行った。
《注意事項》 公会計に係るBS表示等について 過年度支出分工事費用の内、市有土地に振替処理すべき支出について、貸借対照表への表示もれが認められた。	・現在作成中の令和5年度末固定資産台帳に過年度分修正を反映させることとする。(台帳が完成次第、当該箇所の抜粋を監査委員委事務局に提出します。)

【建設課】

監査の期間：令和6年10月16日から令和6年10月28日まで

監査の結果	措置状況
《指摘事項》 令和6年度村山市住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱の見直し 村山市文書管理規程等で定める様式と相違しており見直しを要すると認められる。	・補助金交付要綱を見直し、令和6年11月1日に改正を行いました。 年度初めに適正な事務処理について周知し、職員の意識徹底に努めていきます。
《注意事項》 前年度に実施した定例監査に係る講評において《注意事項》または《口頭注意》とした案件について検討したところ、定例監査後に受理したもののに関しては適正に処理されているものの、定例監査前に受理されたものについては、前年と同様の誤りがみとめられた。 [令和5年度村山市住宅リフォーム支援事業費補助金交付事業] [令和5年度村山市小型除雪機購入費補助金交付事業]	・上司の決裁回覧の確認徹底を行います。適正な事務処理について周知し、再発防止を図ります。

(別紙)

【農林課】

監査の期間：令和6年10月28日から令和6年11月14日まで

監査の結果	措置状況
《注意事項》 村山市雪室施設管理運営業務委託契約の実績報告について 当該業務委託に基づき相手方から提出された実績報告書には、収支に係る報告が含まれておらず、実施事業の効果の検討等ができない状況になっている。	・令和5年度業務委託契約の年次報告時に業務報告書と併せ収支報告の提出を求めるべきでありましたが、提出を求めない状況にありました。 令和6年度の業務委託契約時より報告業務の年次報告において、収支報告書、業務日誌(出入の記載)を加えて提出を行うことと改めて定めしており、業務履行の確認が図られるよう改める措置を講じています。

【子育て支援課】

監査の期間：令和6年11月14日から令和6年11月27日まで

監査の結果	措置状況
《注意事項》 村山市放課後児童健全育成事業実施要綱について 村山市放課後児童健全育成事業実施要綱第1条について、根拠法である児童福祉法(昭和22年法律第164号)の引用条文の誤りが認められた。 《注意事項》 村山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱について 村山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第2条第1項第2号内の通知については、令和5年3月31日をもって廃止され、令和5年4月1日日付、『令和5年4月12日付こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知「放課後児童健全育成事業」の実施について』が発出されているが、これに伴った交付要綱の改正が行われていない。	・それぞれの要綱の誤った個所については、根拠法及び国から発出された通知を確認し適切に改正した。 この間、事業要綱等の新規作成時には、関係法令等の確認を徹底してきたところであるが、年度を超えて継続して使用される事業要綱等については、関係法令等の確認が不足していた。 今後は、同じ誤りを繰り返さないよう継続する事業要綱については年度当初に、また、国や県の法令等の改正があった場合はその都度確認する旨、課内で再確認した。

【福祉課】

監査の期間：令和6年11月22日から令和6年12月2日まで

監査の結果	措置状況
《指摘事項》 補助金の交付事務について 交付申請及び交付決定の後、事業完了及び実績報告を待たずに補助金が交付されている。 [村山市単位老人クラブ活動費補助金] 《指摘事項》 補助金の交付事務及び要綱の整備について 補助金交付要綱第5条及び第8条に「概算払」	・事業完了及び実績報告を待たずに補助金を交付していました。 今後は、補助金等交付規則に基づいた交付事務を行ってまいります。 ・補助金交付要綱に、二重かつ不整合に表記していました。

(別紙)

ができる旨の規定を設けており、二重かつ不整合に表記されている。 [村山市高齢者就業機会確保事業補助金交付要綱]	今後は、交付要綱の見直しを行い、補助金等交付規則に基づいた交付事務を行ってまいります。
--	---

【消防本部・消防署】

監査の期間：令和6年12月2日から令和6年12月20日まで

監査の結果	措置状況
《注意事項》 收受文書の取扱いについて 收受文書について收受印の押印漏れが認められる。	・村山市文書管理規定に則り、適正な事務処理の遂行について課内へ周知するとともに、今後、同じ誤りを繰り返さないよう、確認の徹底と再発防止を図ってまいります。

【保健課】

監査の期間：令和6年12月20日から令和6年12月27日まで

監査の結果	措置状況
《注意事項》 文書事務について ・村山市事務決裁規程において、課長の専決事務について課長が不在の時は、課長補佐の代決することと規定されているが、後関処理となっている。 [妊娠確定前参加受診費用助成関係]	・村山市事務決裁規程に沿った適正な事務処理を課内職員に徹底するとともに、事務決裁を行う意味について周知を行った。 今後、同様の事案が発生しないよう注意して事務決裁を行っていく。

【学校教育課】

監査の期間：令和7年2月7日から令和7年3月7日まで

監査の結果	措置状況
《注意事項》 補助金の概算払について 当該補助金について、要綱で定める概算払を適用し補助金を交付しているが、財務規則で定める概算払の手続きがなされていない。 [村山市内高等学校 冬季通学費支援事業補助金]	・当該事案は、歳出管理システムへの入力時の支払い方法の選択を怠ったため発生した。以後このような事のないように、課内職員決裁担当者で。村山市財務規則及び村山市補助金等交付規則を確認し適切な交付事務に努めてまいります。
《意見》 学校教育課においては、小中学校等を多数所掌している。 これらの外部機関において、不具合等の措置を要する事案が発生し、これに係る連絡を受理した場合の「市長等に対する報告、指示、措置事項に係る記録の作成保存」が組織的になされていない状況にある。 人事異動の多い組織にあつて、当該事案に対応	・各施設、小中学校で発生する事案に対して、発生から措置、事案の終結まで時系列的に視認できる様式を定め、内部統制の整備と運用の充実を図ります。

(別紙)

した職員の記憶や断片的なメールの保存のみでは、情報の集約、共有により事後における是正、再発防止につなげるといった組織的な危機管理にはつながらないと思料される。 措置を要する事案の発生から措置、事案の終結まで時系列的に視認できる様式を早急に定めて、内部統制の整備と運用の充実、強化に努められたい。	
--	--

【商工観光課】

監査の期間：令和7年2月14日から令和7年2月27日まで

監査の結果	措置状況
《注意事項》 東沢バラ公園入園料について 東沢バラ公園入園料については、村山市財務規則第42条の規定のとおり、収納金払込票により指定金融機関等に払い込みとなっている。しかし、令和6年6月10日分入園料の収納事務については、規定の処理を行わず財務会計の歳入調定(納入通知書)による納付の事例が認められた。	・今回の歳入調定での処理は、夜間金庫バックの不足が原因となっている。今後は夜間金庫バックを取りに行く曜日を固定し、職員同士で声掛けを行うよう指導した。また、財務規則に則った事務処理を行うよう課内に再度周知した。

【防災対策課】

監査の期間：令和7年2月27日から令和7年3月7日まで

監査の結果	措置状況
《注意事項》 補助金の概算払について 当該補助金について、要綱で定める概算払を適用し補助金を交付しているが、財務規則で定める概算払の手続きがなされていない。 [村山市山岳遭難対策事業交付金]	・当該補助金を財務会計システムで支出命令を起案する時に、担当職員が支出区分を「概算払」を選択することに注意するとともに、係長級以上の職員は、伝票決裁時に、「概算払」が選択されているか確認する。